

# 特記仕様書

事業年度：令和8年度

委託業務名：市道富浦107号線仲尾沢トンネル トンネル修繕設計業務委託(道路メンテナンス)

委託箇所：南房総市富浦町宮本地先

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本特記仕様書は、南房総市(以下、「甲」という)が委託する 市道富浦107号線仲尾沢トンネル トンネル修繕設計業務委託(道路メンテナンス) (以下、「本業務」という)に適用する。受託者(以下、「乙」という)は、本特記仕様書のほか、関係法令及び通達等に準拠し、本業務を遂行しなければならない。

### 第2条 業務目的

本業務は、甲が管理する仲尾沢トンネルについて、安全な交通の確保とともに施設の長寿命化を目的に補修設計を行うものである。

### 第3条 業務対象範囲

本業務の対象トンネルの諸元は、次のとおりとする。

1. 仲尾沢トンネル  
路線名：市道富浦107号線  
トンネル延長：64.0m  
総幅員：3.2m  
完成共用年次：1945年以前（詳細不明）

### 第4条 遵守する法令等

本業務は、本特記仕様書ならびに契約書によるほか、以下の法令に基づくものとする。

- 1 設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（令和7年10月 千葉県県土整備部技術管理課）
- 2 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（令和2年8月 日本道路協会）
- 3 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】（平成28年11月 日本道路協会）
- 4 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月 日本道路協会）
- 5 道路トンネル技術基準【構造編】・同解説（平成15年12月 日本道路協会）

6 コンクリート標準示方書【維持管理編】（令和 5 年 3 月 土木学会）

7 その他関係法令、規定及び通達

#### 第 5 条 管理技術者及び照査技術者

本業務の実施にあたり、乙に在籍する以下のいずれかの資格を保有する管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、業務着手時に恒常的雇用関係を証明できる書類の写しを提出するものとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

- 1 技術士〔総合技術監理部門（建設-トンネル）又は（鋼構造及びコンクリート）〕
- 2 技術士〔建設部門（トンネル）又は（鋼構造物及びコンクリート）〕
- 3 R C C M（トンネル）

#### 第 6 条 報告の義務

乙は、業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて甲に報告書を提出するものとする。

#### 第 7 条 提出書類

乙は、本業務実施にあたって以下の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

- 1 業務計画書
- 2 着手届
- 3 業務工程表
- 4 管理技術者及び照査技術者届

#### 第 8 条 貸与条件

本業務実施にあたり、甲から貸与する資料は以下のとおりとする。

- 1 トンネル台帳
- 2 過年度定期点検業務委託報告書
- 3 トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託報告書

#### 第 9 条 土地の立入り

乙は、他人の占有する土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者に了解を得るとともに、紛争が起こらないように十分注意しなければならない。

## 第 10 条 損害賠償

乙は、本業務期間中に第三者へ与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

## 第 11 条 官公庁への手続き

本業務に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、乙において迅速に処理しなければならない。

## 第 12 条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 第 13 条 秘密の保持

本業務で取扱う情報については、甲より貸与された資料及び情報を適正に管理しなければならない。

## 第 14 条 業務カルテ作成

乙は、契約時又は変更時において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、発注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し甲の確認を受けた上、受注時は契約後 15 日以内（土・日・祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日以内（土・日・祝日等を除く）に、完了時は業務完了後 15 日以内（土・日・祝日等を除く）に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行うものとする。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに甲に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 第 15 条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（令和 8 年 2 月、国土交通省）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出

する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【業務編】（令和８年２月、国土交通省）を参考にするものとする。

- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第 16 条 完了

乙は、業務完了届とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。

## 第 17 条 契約不適合等

乙は、本業務完了後といえども乙の契約不適合等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに甲の必要と認める修正その他の必要な作業を乙の負担にて行うものとする。

## 第 18 条 成果品の帰属

本業務において作成した成果品は、甲に帰属するものとする。乙は、甲の許可なく複製や他に公表、貸与してはならないものとする。

## 第 19 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

# 第 2 章 業務内容

## 第 20 条 作業項目

- 1 詳細調査
  - 1) 調査計画、準備、現地踏査
  - 2) 背面空洞調査
- 2 トンネル補修設計
  - 3) 設計計画
  - 4) 補修工法比較検討
  - 5) 補修設計
  - 6) 数量計算
  - 7) 施工計画

- 8) 概算工事費
- 9) 照査
- 10) 報告書作成
- 3 業務打合せ
- 11) 設計協議

## 第 21 条 詳細調査

本業務を実施するにあたり、関係資料を収集し、調査計画の立案を行う。調査においては修繕設計踏まえ、トンネルの損傷劣化の原因や進行状況等を把握し、補修設計に向けて必要な基礎データの収集に努める。

詳細調査については、目視による現況確認とともに電磁レーダーによる背面空洞調査を予定する。調査結果により、追加すべき項目が生じた場合は、発注者と対応を協議する。

## 第 22 条 トンネル補修設計

詳細調査の結果を踏まえ以下の作業を行い、施設の健全な維持に向けて総合的に優れた修繕対策案を立案し、工事实施に必要な各種資料の取り纏めを行う。

### 1 設計計画

業務全般の作業方針を立案し、業務計画書の作成を行う。また、既往資料や詳細調査結果から損傷原因の推定等、計画に必要となる基本的事項を整理し、与条件として取り纏めを行う。

### 2 補修工法比較検討

整理された与条件に基づき、施工性・耐久性・経済性・維持管理性の観点から比較検討を行い、最適工法の選定を行う。なお、工法の比較においては、従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術を加えた比較検討にできるだけ留意する。

### 3 補修設計

選定された工法について補修詳細設計を行う。設計図については、補修、補強、撤去、漏水処理、排水処理等の各種作業に対応した図面の作成を行う。

### 4 数量計算

補修工事に対する工事数量を算出し、工事発注に必要な数量計算書として取り纏める。

### 5 施工計画

現況において工事可能な施工計画を立案する。また各種工法における施工フロー、交通規制等の特記事項について取り纏める。

## 6 概算工事費

補修設計及び立案した施工計画を基に、概算工事費を積算する。積算にあたって、別途見積り依頼したものについてはその写しも添付する。また、工事発注に際し、歩掛根拠や資材価格調査が必要となる項目が生じた場合は、これを明らかにして後続作業の留意事項として報告書へ明示する。

## 7 照査

本業務全般について、照査技術者による照査を行い、照査報告書として取り纏めを行う。

## 8 報告書作成

本業務の成果として、報告書の作成を行う。作成にあたっては、調査結果に対する考察（現況の健全度等）、与条件設定等の検討経緯等を明示するとともに、施工時他後続作業への留意点等についても取り纏めを行う。

## 第 23 条 打合せ

打合せは、当初、中間時（2 回）及び成果品納品時の 4 回とし、その他必要に応じて適宜行うものとする。乙は協議終了後には速やかに打合せ協議簿を作成して甲に提出し、甲の承認を得たうえで甲乙両者にて保管するものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

## 第 24 条 成果物の提出

本業務の成果は、以下のものを提出する。

- 1 報告書・設計図（A4 版製本）1 部
- 2 電子データ（CD-R または DVD-R）2 部
- 3 その他監督員が指示した資料